

(有)三愛機工 行動計画

「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定し、社員がイキイキと働けるようなモチベーションを上げる環境づくりを構築することを宣言します。」

1. 計画期間 令和5年3月1日～令和10年2月28日

2. 目標と取組内容

目 標 ① 総合職の女性労働者を2人以上採用する。

取組内容 【女性が働きやすい職場環境を整える】

令和5年8月～ 女性用トイレ、女性用更衣室の新設

令和5年8月～ 食堂、休憩室のリニューアル

令和7年4月～ 働きやすいオフィスにリニューアル

【社内外に働く環境の整備状況を発信する】

令和5年3月～ 利用できる両立支援制度とハラスメント防止について管理職を含む労働者に周知徹底する。

令和5年3月～ 育児・介護休業規定の制定

令和5年3月～ 女性労働者が活躍できる企業であることをPRする
(会社案内・ホームページに掲載)

令和5年4月～ 社長の定期面談によって社員の意見を聞く

目 標 ② 育児取得予定者に育休復帰プランを策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

令和5年3月～ 全社員に対し、育休復帰支援プランや両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する

令和5年4月～ 社内に育児をしているロールモデル人材をつくる

目 標 ③ 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、人事評価にワークライフバランスに関する評価項目を追加する。

令和5年4月～ 資格取得制度、管理者研修などの教育制度

令和5年10月～ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価制度を構築する